

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、学術の振興を図るため、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、振興会は、学術の研究に関し必要な助成を行う業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、当該基金に充てる資金を補助することができるものとする。

二、振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。

三、振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとする。

四、この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。